

# 岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託仕様書

## (適用範囲)

第1条 この仕様書は、岩手県が実施する「岩手県広域防災拠点活用可能施設調査業務委託」に適用する。

## (業務内容等)

第2条 本業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 業務の目的

平成25年度に岩手県が策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」(以下「現計画」という。)において指定する広域防災拠点の見直しに資するため、県内にある既存施設(国、県、市町村、民間が有する施設及び空地をいう。この条の(3)において同じ。)の広域防災拠点としての活用可能性について調査するものである。

### (2) 業務の実施期間

令和5年 月 日から令和6年2月29日までとする。

### (3) 調査対象施設

県内にある既存施設の中から、別途岩手県が指定する24施設(以下「調査対象施設」という。)とする。

なお、市町村毎の調査対象施設数は、次の表に掲げるとおりである。

エリア	市町村(施設数)	施設数合計
県南部	平泉町(1)、一関市(5)	6施設
沿岸部	洋野町(2)、久慈市(3)、普代村(1)、田野畑村(1)、岩泉町(2)、宮古市(4)、山田町(1)、釜石市(1)、大槌町(1)、陸前高田市(2)	18施設
合計		24施設

### (4) 業務の内容

受託者が行う業務は、次のとおりとする。

#### ア 調査対象施設等の状況調査

調査対象施設毎の調査結果については、表形式にまとめた資料(以下「施設カルテ」という。)を作成するものとし、施設カルテの様式は、岩手県が調査実施前にあらかじめ定めるものとする。

なお、施設カルテには、調査対象施設の平面図(施設敷地を含むものとする。)、調査対象施設の位置、主要交通結節点から調査対象施設までの主要経路等を記した地図及び調査対象施設の写真(外観及び内部)を添付するものとする。

また、調査の実施に当たり、岩手県は、受託者の求めに応じ、岩手県が保有し、受託者に提供が可能な資料を提供することがある。

#### イ 業務スケジュール

本業務のスケジュールは、次に掲げるとおりである。

なお、現時点での想定であり、変更の可能性がある。

7月～8月：現地調査及び資料調査並びに当該調査対象施設の管理者等に対する聞き取り

施設カルテ作成

9月～10月：各種再調査（必要な場合に限る）

11月～2月：実績整理

（打合せ）

第3条 本業務の実施に当たっては、岩手県と受託者は、業務着手時及び成果品納入時のほか、中間打合せを2回以上行うものとする。

（成果品の提出）

第4条 受託者は、岩手県に対して次に掲げる成果品を提出するものとする。  
本調査に係るデータ等を格納した電子ファイル（CD-R等） 一式

（成果品等の所有権）

第5条 成果品及び本調査に係る提出物については、全て岩手県の所有物とする。

（調査状況等の報告）

第6条 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第7条 岩手県は、契約変更の必要があると認めるときは、その契約内容を受託者に通知して履行期間又は業務委託料を変更することができる。

（疑義）

第8条 本仕様書に疑義が生じたとき又は記載のない事項については、岩手県と受託者で協議の上、取扱いを決定するものとする。